

沖縄国際物流ハブ活用推進事業(海外販路開拓)に係る企画提案仕様書

本公募は、令和4年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、県議会において当初予算案が否決された場合、または今後予定されている沖縄振興特別推進交付金に係る国からの交付決定(以下「交付決定」という。)がなされなかった場合、契約を締結できないことがありますのでご留意願います。

1 委託事業名

令和4年度沖縄国際物流ハブ活用推進事業(海外販路開拓) 委託業務(以下、「本事業」という。)

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日(水)まで

3 積算見積について

1件 8,166千円 全体で3件の公募(総額 24,498千円)

(消費税及び地方交付税含む)

1件の単位は、国・地域とする。応募にあたっては、複数応募は不可とする。

4 委託業務の目的

本事業では、沖縄国際物流ハブの機能を活用した県産品等の輸出拡大を目的に、アジア地域を対象とした関係商流構成事業者(※)間の協力・連携による販路開拓・拡大に向けた取組を支援し、貿易事業の持続・拡大に向けたノウハウやナレッジの蓄積とこれらの県内事業者への還元による輸出拡大を目指す。

(※)県内生産者/メーカー、県内貿易商社、海外生産者/メーカー、海外輸入事業者、海外卸・小売事業者を指します。

5 対象地域及び主な対象商材と方向性

次の【1】~【3】から選択

【1】シンガポール/モズクを含む水産物/商品形態と現地ニーズ調査、輸送ルート、価格等の
実証検証

【2】韓国/主にシークワサー/現地訴求要素の仮説と検証、機能性等表示に関する調査

【3】【1】【2】以外のアジア地域/商材指定なし

6 応募条件

実施体制に県内生産者/メーカーの参画を必須とし、当該者による販売戦略(短・中期)の策定、また、シンガポール及び韓国においては当該地における県海外事務所との連携も必須とする。また、検証する内容は、県内貿易事業者等への波及効果を想定した事例であることを条件とします。

ex.)対象市場で訴求する機能性は何かについての AB テスト

- A. 生活習慣病増加で予防意識が高い。糖吸収を押さえる成分にインパクトを置いたプロモーション実施
- B. 美容への意識が高い。スーパーフードというワードを多用したプロモーション実施・・・

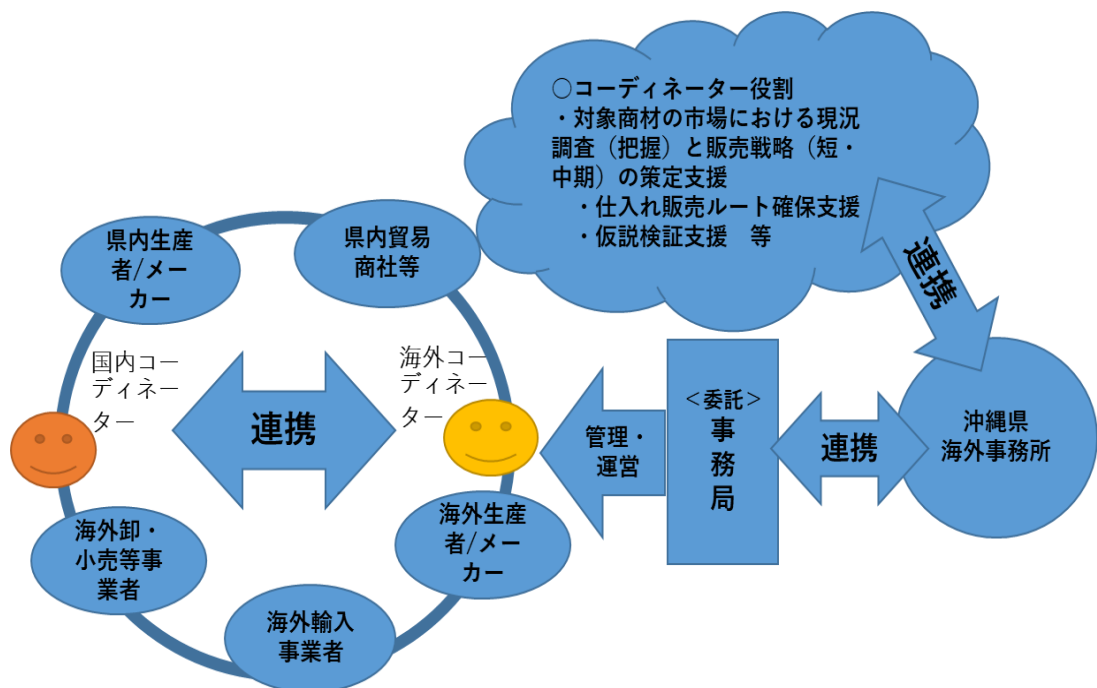
7 令和4年度委託業務の内容

- ア. 対象商材の市場における現況調査(把握)と販売戦略(短・中期)の策定
- イ. 仮説検証による販売促進の取組(約8か月間)
- ウ. ノウハウやナレッジ等の成功要素の整理、県内事業者への周知用報告書の作成

8 企画提案書について

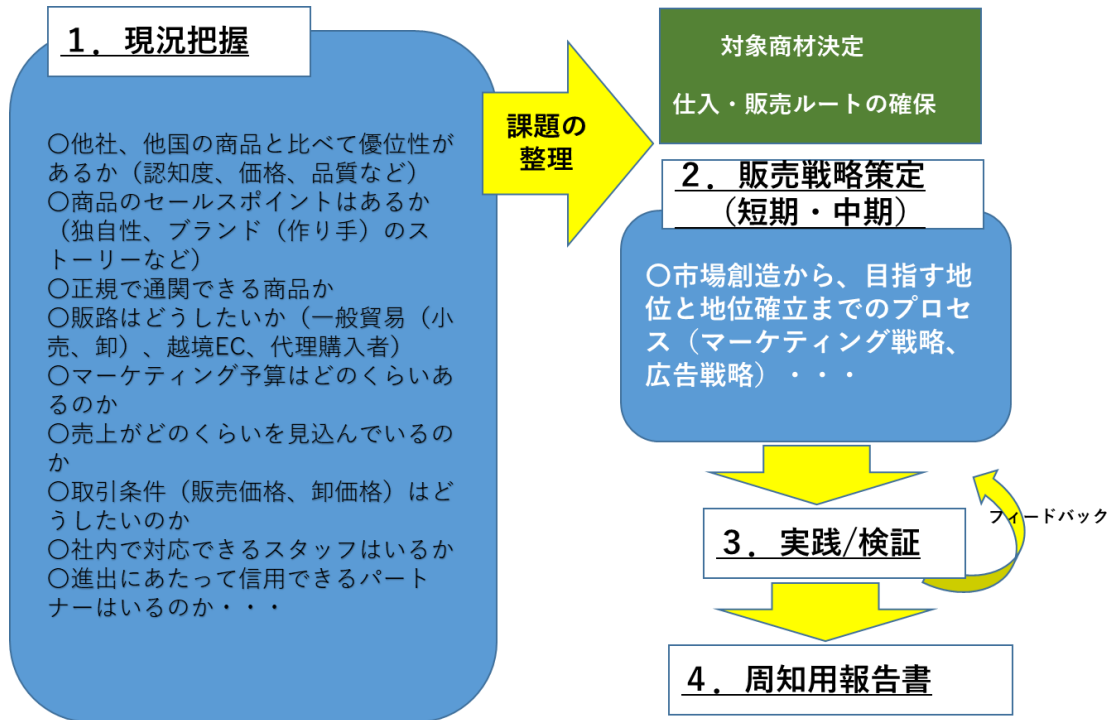
- (1)本企画提案仕様書「7 令和4年度委託業務の内容」に基づき作成してください。
- (2)以下の<事業関係図>を参考に実施体制を構築し、提案書には具体的事業者名を記入してください。
- (3)国内外コーディネーターについて
 - ① 必要に応じ配置してください。
 - ② 原則、海外コーディネーターは実践検証する地域に在住している者とします。
 - ③ 国内外コーディネーターは、再委託可能とします。
 - ④ 再委託上限額は委託業務契約額の1/2を超えない範囲となります
(本企画提案仕様書「12 再委託に関する制限」参照)
 - ⑤ コーディネーターの役割
 - ・対象商材の市場における現況調査(把握)と販売戦略(短・中期)の策定支援
 - ・仕入れ販売ルート確保支援
 - ・仮説検証支援 等

<事業関係図>



<想定する事業フロー>

1. 現況把握
2. 販売戦略(短・中期策定)
3. 実践/検証(約8か月間)
4. 周知用報告書



【留意点】

- ・コロナウイルス感染症に鑑み、海外渡航しなくても本事業が円滑に行える実施体制を確立すること。
- ・企画実施にあたっては沖縄県海外事務所との連携を密にし、実施期間中、企画内容に関しても随時意見交換を行う等し、より効果的な取組となるよう進めること。現地出張の際の関係者訪問時には原則当該地域を所管する県海外事務所スタッフに同行を求めるとともに、主要なメールでのやりとりは関係者を同報(CC)に入れ情報共有に努めること。
- ・商材販促にあたって、県産品ブランドイメージに合致する場合は(ex.「長寿の島沖縄」等)これらを活用発信することにより、県産品としてのブランド形成に努めること。

海外事務所担当区域

香港	香港・マカオ特別行政区政府
シンガポール	シンガポールその他東南アジア地域、インド及びオーストラリア
上海/北京	中華人民共和国、ロシア、モンゴル
台北	台湾
ソウル	大韓民国

9 業務の実施状況、完了報告に関する事項

- (1) 事業の進捗状況を毎翌月 10 日までに県及び海外事務所に報告すること。
- (2) 県に対し、年間活動、今後の課題を事業完了時に報告すること。(「11 事業の成果品及び著作権」を参照)
- (3) 実際に要しなかった経費があるときは、事業完了時に相当の委託料を減額する。

10 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (1) 原則として、A4版縦、左綴りとする。
- (2) 提出資料に基づきプレゼンテーションを実施することから、企画提案書の内容について審査員が理解しやすいよう工夫をするとともに、説明は簡潔にすること。
- (3) プレゼンテーション実施時に、資料の追加提出は認めない。
- (4) 1者あたりのプレゼンテーションの持ち時間は、企画提案の説明 15 分、質疑応答 15 分の計 30 分を予定している。

11 事業の成果品及び著作権

本事業の実績をまとめた報告書を成果品として

県内事業者周知用報告書 30 部(公表前提)、概要版実績報告書を 20 部(公表前提)、実績報告書 20 部及び電子ファイルにて納品すること。なお、実績報告書 20 部については、個別企業名の入った非公表用の完全版を 1 部提出することとし、残り 19 部は個別企業名が特定される表記は避けて作成すること。

なお、当該成果品並びに本事業で制作した POP などのデザイン関係の電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は県に帰属することとし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

12 再委託に関する制限

(1)再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」)は、以下の業務については、県への事前の承認を受けて再委託を行うことができる。その際には 10 日前までに承認申請を行うこと。

- ① デザインなど専門的な知識や技術が必要な場合の制作会社等への再委託
- ② イベントを運営するため現地企業または現地に精通する国内企業への再委託
- ③ 広告・宣伝等の広報活動
- ④ 上記①～③に付随するもので、本事業の実施に必要と認められる業務
- ⑤ その他、簡易な業務

(2)一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務に関する再委託は禁止する。

(3)簡易な業務の内容

以下の簡易な業務については事前の承認を要せずに再委託を行うことができる。

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
 - ② 議事録作成、原稿・データの入力及び集計
 - ③ イベント実施に係る荷物の輸送
 - ④ イベント実施に付随する会場設営、参加者案内等の運営業務
 - ⑥ 商談・販促ツール(ポスター、POP、パンフレット、コンテンツ等)の制作
 - ⑥ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務
- (4)再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

(5)その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約の履行に当たり、委託業務に係る利己の全部又は一部について役務の提供を受けることを意味する。一般管理費の算出(県基準を採用する場合)は次のとおりとする。

＜一般管理費の算出(県基準を採用する場合)＞

(直接人件費+直接経費-再委託費)×10%以内

13 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を速やかに提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類(領収証等)が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度に属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- (5) 業務委託の実施に当たって、財産の取得は原則として認めない。

14 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。